

土壌調査の義務が生じるのはどんなとき？

土壌汚染対策法だけでなく、地方自治体の独自条例・要綱など守るべきルールは様々です。土壌調査の義務が生じるのはどんなときか、わかりやすくまとめてみました。

事業場 廃止等

有害物質使用事業場の廃止や用途変更、または有害物質使用施設の廃止、除却を行うとき

行政命令

対象地や周辺での汚染状況をふまえて国や自治体が調査を命令したとき

工場運営の中で特に覚えておきたいのは…

土地改変

敷地の中で土地改変を行うとき

※届出を行い、土壌汚染のおそれがある場合に調査義務が発生します。

土地改変(土地の形質の変更)とは

掘削 切土・盛土 整地・造成 舗装
建設 解体・基礎撤去 仮置き土の搬出

など、土地に何らかの変化を与える行為



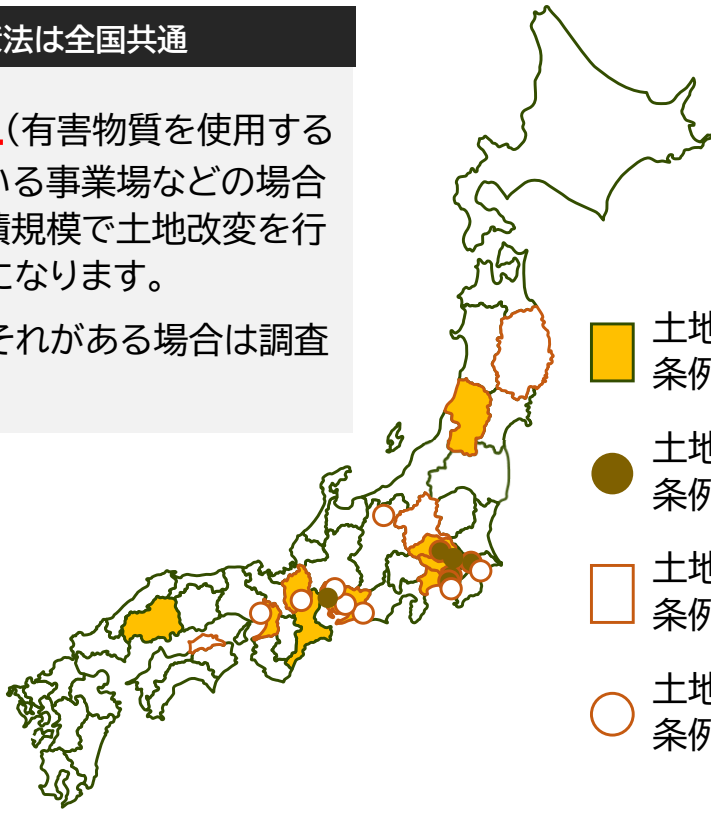
工事を計画するときには、必ず
土地改変に該当するかどうか確認しましょう！

土地改変を調査の契機としている自治体は？

土壤汚染対策法は全国共通

3,000㎡以上(有害物質を使用する特定施設を設置している事業場などの場合は**900㎡以上**)の面積規模で土地改変を行う場合は届出が必要になります。

掘削部分に汚染のおそれがある場合は調査義務が発生します。



- 土地改変を調査の契機とする条例等をもつ自治体(都道府県)
- 土地改変を調査の契機とする条例等をもつ自治体(市区町村)
- 土地改変以外の調査の契機に関する条例等をもつ自治体(都道府県)
- 土地改変以外の調査の契機に関する条例等をもつ自治体(市区町村)

知ってて損なし。キビしめ条例を紹介！

(ほんの一例です)

東京都では、敷地面積が3000㎡の土地での改変が届出対象。小規模工事だからといって安心してはいけません！

神奈川県(横浜市・川崎市を除く)では、有害物質使用地では小規模工事や、敷地境界を変更するだけでも届出が必要！

川崎市では、有害物質を取り扱ったおそれがある事業場の場合、どんなに小規模な工事でも届出が必要！

三重県では、有害物質使用事業場の場合、300㎡以上の土地改変が届出対象！

名古屋市では、土地改変の面積が500㎡以上だったら届出が必要！

横浜市では、土地改変の面積が2000㎡以上だったら届出が必要！

法律や条例への理解が不十分なまま工事計画を進めると、調査のためにスケジュールが狂ったり、ペナルティを受けたりで計画に支障が生じるおそれがあります。



いろいろありすぎて覚えられない・・・

法律や条例の詳しい内容等については **ランドソリューション**にご相談ください！

今回は「調査の契機」について特集しましたが、これ以外に、自主調査結果の届出義務などのルールを定めている自治体がありますのでご注意ください。法律・条例の詳細は営業担当者へお問い合わせください。ご相談お待ちしております。(いずみ)

ランドソリューション株式会社 

本社 TEL:03-5412-6700
大阪事務所 TEL:06-6220-1377
名古屋事務所 TEL:052-203-2852

<https://www.landsolution.co.jp/>